

令和5年第2回西予市議会定例会厚生常任委員会会議録

1. 開催日時 令和5年6月21日 算(第4号)
1. 開催場所 西予市議会第3委員会室 議案第58号 令和5年度西予市後期高齢者医療
特別会計補正予算(第1号)
1. 開 会 令和5年6月21日 午前8時56分 請願第1号 「物価高騰に見合う生活保護基準
の引き上げを求める」意見書を国
へ送付することを求める請願書
1. 閉 会 令和5年6月21日 午前11時22分
1. 出席委員 1. 会議の経過 別紙のとおり
- 委員長 加藤 美香
- 副委員長 井関 陽一
- 委員 中村 一雅
- 委員 山本 英明
- 委員 二宮 一朗
- 委員 酒井 宇之吉
1. 欠席委員 な し
1. 出席説明員
- 生活福祉部長
- 兼福祉事務所長 一井 健二
- 市民課長 兵頭 俊也
- 健康づくり推進課長 松本 豊和
- 長寿介護課長 土居 文人
- 子育て支援課長 宇都宮 博
- 福祉課長 佐々木邦仁
- 市民課長補佐 二宮 厚彦
- 市民課長補佐 二宮 国男
- 市民課係長 小野 恵
- 市民課係長 松田 望
- 市民課係長 竹田 哲志
- 健康づくり推進課長補佐 兵頭 真
- 健康づくり推進課保健師長 宇都宮弥生
- 健康づくり推進課上級保健師 上甲 京子
- 長寿介護課補佐 竹中 千恵
- 子育て支援課長補佐 眞田 忠輝
- 子育て支援課長補佐 信宮 佳子
- 子育て支援課係長 竹内 奈美
- 子育て支援課係長 清家 亮
- 福祉課長補佐 大内 俊二
- 福祉課長補佐 田村多八郎
- 福祉課係長 辰己 英作
1. 出席議会事務局職員
- 書記 脇本 美登利
1. 会議に付した事件
- 議案第55号 西予市児童公園条例制定について
- 議案第57号 令和5年度西予市一般会計補正予

開会 午前8時56分

○井関副委員長

令和5年第2回定例会厚生常任委員会を開会いたします。

まず初めに、委員長より挨拶がございます。

○加藤委員長

委員長が挨拶を行う。

○井関副委員長

次に一井生活福祉部長兼福祉事務所長より挨拶をお願いいたします。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

一井生活福祉部長兼福祉事務所長が挨拶を行う。

○井関副委員長

議案審査に入る前に注意事項を申し上げます。発言の際には挙手の上、委員長の許可を得てから発言をお願いいたします。また携帯電話の持込みは禁止となっておりますので、もし間違われて持って入られてる方は電源をお切りください。それでは、これより先の進行は委員長が行います。

【生活福祉部】

【市民課】

○加藤委員長

議案第57号「令和5年度西予市一般会計補正予算（第4号）」市民課所管分と、議案第58号「令和5年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、関連がありますので、一括して議題といたします。

兵頭課長の説明を求めます。

○兵頭市民課長

議案第57号「令和5年度西予市一般会計補正予算（第4号）」の市民課所管分及び議案第58号「令和5年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」につきましては、関連がございますので、予算書に基づき一括して御説明申し上げます。

今回の補正の内容は、職員人件費の補正になります。当初予算では、予算編成時の配置職員をもって所要額を計上しておりますが、4月の人事異動により配置職員の年齢構成等の変更に伴い、既決予算に計上しております予算で過不足となりました職員給与費を調整するものです。

一般会計予算書の23ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、9目後期高齢者医療費、後期高齢者医療特別会計繰出事業 228万

3000円でございますが、後期高齢者医療特別会計予算で計上しておりました、職員給与費が増額となったため、不足分を繰り出しするものです。

次に、特別会計補正予算書の6ページを御覧ください。

歳入でございますが、3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金、事務費繰入金 228万3000円となっております。一般会計より繰り出した予算、職員給与費の不足分について、繰入れを行っております。

同じく、予算書の7ページを御覧ください。

歳出でございますが、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、今回の人事異動に伴い、配置された職員の職員給与費、後期高齢者医療として、一般給与 109万8000円、職員手当、通勤手当そこに明細がありますが、職員手当等で83万2000円、共済費 35万3000円、合計 228万3000円を増額するものです。

以上、議案第57号「令和5年度西予市一般会計補正予算（第4号）」及び議案第58号「令和5年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の御説明とさせていただきます。

以上2議案、よろしく御審議の上、御決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○加藤委員長

兵頭課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はございませんか。

○酒井委員

228万3000円だと思うんですが、その異動した中で、正職員のほうは質問できるだけしないようにということは出ておりますが、任用職員の部分が、その中に含まれてるかどうかをお聞きします。

○兵頭市民課長

職員給与費なんですが、任用職員は入っておりません。正規職員のみです。

○酒井委員

申合せ事項によって正規職員の人件費については質問をしないということになっておりますので、確認のため質問させていただきました。

○加藤委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時07分）

○加藤委員長

再開を告げる。（再開 午前9時07分）

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○加藤委員長

以上で質疑を終結いたします。

これより採決を行います。採決は1件ずつ行います。

お諮りいたします。

議案第57号「令和5年度西予市一般会計補正予算（第4号）」市民課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○加藤委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第58号「令和5年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○加藤委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時09分）

【健康づくり推進課】

○加藤委員長

再開を告げる。（再開 午前9時11分）

次に、議案第57号「令和5年度西予市一般会計補正予算（第4号）」健康づくり推進課所管分を議題といたします。

松本課長の説明を求めます。

○松本健康づくり推進課長

議案第57号「令和5年度西予市一般会計補正予算（第4号）」に基づき御説明を申し上げます。

補正予算書の歳出の26ページを御覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明をさせていただきます。

4款衛生費、1項保健衛生費、6目母子衛生費、補正額1113万円の増額でございます。えひめ人口減少対策総合交付金メニュー事業にあります、不妊治療費等補助事業に係る補助金を計上するのでございます。

○加藤委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時13分）

○加藤委員長

再開を告げる。（再開 午前9時13分）

○松本健康づくり推進課長

配信しました資料を御覧ください。事業の内容は、不妊治療等を受けている夫婦に対して、不妊治療にかかる費用を補助することで、不妊治療の経済的負担を軽減し、少子化対策の充実を図ることを目的に実施いたします。対象者は、不妊治療を開始している夫婦であること、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものも含まれます。不妊治療を受けた日及び補助の交付申請を行う夫婦において夫婦とも市内に住所を有する者であること、または就業その他やむを得ない事情により夫婦のいずれか一方が市内に住所を有する者、ない場合にあっては近い将来に夫婦共に市内に住所を有する者となる見込みがあると市長が認めるものであること、以上の条件を満たす方となります。

ただし、他の地方公共団体が実施する補助金等の制度を利用する不妊治療等は、補助の対象とはなりません。

次に実施方法につきましては、妊活支援と不妊治療への補助の2種類があります。妊活支援は、妊娠しにくい原因がないかどうか調べる不妊の検査に係る費用を補助いたします。補助は、保険診療、保険外診療問いません。また、検査に付随するもの対象となります。補助回数は、夫婦で1回限りとなります。補助額は、夫婦合わせて3万円以内となります。認可支援は、えひめ人口減少対策総合交付金メニュー事業の対象となり、補助率は、県が2分の1、市が2分の1で、補助限度額は、夫婦合わせて3万円となっております。予算額は43人分で129万円を計上しております。

次に、不妊治療への補助については、一般不妊治療及び生殖補助医療への補助等、先進医療に要する費用を補助いたします。まず、一般不妊治療及び生殖補助医療への補助については、保険診療で実施された不妊治療及びこれに付随する検査で、本人が負担した費用を補助いたします。一般不妊治療については、1回当たりの自己負担額、生殖補助医療につきましては、1回の治療ごとの自己負担額を補助いたします。また、補助額に制限等はございません。この補助に対しては、県の補助金などはございません。予算額は、一般不妊治療として32人分で144万円、生殖補助医療として30人分で600万円、合計744万円を計上しております。

次に、先進医療に要する費用への補助については、保険適用の不妊治療などを合わせて行われる

先進医療にかかる費用を補助いたします。補助の回数は、妻の年齢が 40 歳未満の場合、通算 6 回まで、妻の年齢が 40 歳以上 43 歳未満の場合は、通算 3 回までとなっております。補助額は 1 回当たり 5 万円以内となります。この補助は、えひめ人口減少対策総合交付金メニュー事業の対象となり、補助率は、県が 2 分の 1、市が 2 分の 1 で、補助限度額は 1 回当たり 5 万円となっております。予算額は 16 人分で 240 万円を計上しております。

歳入につきましては、政策推進課の予算として計上しております。なお、この事業の予算充当額は 172 万 5000 円でございます。

以上で、議案第 57 号「令和 5 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」の健康づくり推進課所管分の御説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○加藤委員長

松本課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はございませんか。

○山本委員

年齢制限なんですけど、43 歳を過ぎたらもう補助はないということですよ。

○松本健康づくり推進課長

保険適用の分が 43 歳未満ということで、市としては、妊活支援は年齢制限を設けなく検査できるとしております。

○加藤委員長

ほかにございませんか。

○酒井委員

結構細かく分けてあるんですが、この不妊治療をされてる方々に、どのような周知の仕方をするか考えておられますか。なかなか今の説明聞いてみますと、ぱっと飛び込んで聞いて対面で説明してもらっても、なかなか分かりにくいというような感じがするんですが、そのときにはその方々というのは、まだ窓口にも来られない方々に、そして不妊治療をしようかなと思う人たちに、説明をどのように周知されるのか、そしてしっかりとこれを対応してもらえるような方策を考えておられるのかお聞きします。

○松本健康づくり推進課長

周知は今現在ホームページもしくは広報を活用したいと考えております。当然内容的にかなり細

かい部分なんで、電話等の対応とか、一応相談という形で対応したいと考えております。

○加藤委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 9 時 20 分）

○加藤委員長

再開を告げる。（再開 午前 9 時 22 分）

ほかにございませんか。

○中村委員

年齢に応じて通算 6 回目だとか通算 3 回目だとか、きめ細かく分けてございますけれども、これの根拠を教えてください。

○松本健康づくり推進課長

年齢については女性の年齢と妊娠、出産に伴うリスク、不妊治療の実施など、医学的知見等を踏まえて設けております。

○中村委員

以前に西予市独自で不妊治療の補助はあったと思うんですけども、今回のことと連携と兼ね合いとかありましたら教えてください。

○加藤委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 9 時 23 分）

○加藤委員長

再開を告げる。（再開 午前 9 時 23 分）

○松本健康づくり推進課長

市も同様な形で実施しておりました。

○加藤委員長

ほかにございませんか。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 9 時 23 分）

○加藤委員長

再開を告げる。（再開 午前 9 時 24 分）

○松本健康づくり推進課長

令和 3 年度までは市独自で不妊治療を実施しておりました。令和 4 年度からは健康保険の適用になりましたのでその分を生かす形になって、改めて令和 5 年度から、県、市町連携という形で、新たに実施するようになりました。

○山本委員

令和 3 年度まではやられていたということなんですけど、過去の実績で年どのぐらいの組数といたしますか、応募といたしますか、実績がありましたでしょうか。

○松本健康づくり推進課長

引き続いて今も申請がありましたんで、実績としては 63 人で延べ 170 件の申請がありました。

○酒井委員

先ほど説明の中で、夫婦合わせて 43 人分だとかあったんですが、夫婦で数えるのか、ペアで数えるのか、別々で数えるんですかこれは。だから、不妊治療するのはやっぱり相手がいるわけなので、1 組で数えるんか、人数で数えるのか、そして夫婦を 1 人ずつで、1 組の場合は 2 人で数えるんか、それだけちょっと。先ほどから 32 人だとか 30 人だとか 43 人だとか、全部出てくるんですけれども、どちらで数えとるんですか。

○加藤委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 9 時 26 分)

○加藤委員長

再開を告げる。(再開 午前 9 時 26 分)

○松本健康づくり推進課長

妊活支援は夫婦 1 組という形の計算で、残りの不妊治療は 1 人という形なので、男性とか女性というニーズの方からカウントの形になります。

○加藤委員長

ほかにございませんか。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 9 時 26 分)

○加藤委員長

再開を告げる。(再開 午前 9 時 30 分)

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○加藤委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 57 号「令和 5 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」健康づくり推進課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○加藤委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 9 時 31 分)

【福祉事務所】

【長寿介護課】

○加藤委員長

再開を告げる。(再開 午前 9 時 32 分)

次に、議案第 57 号「令和 5 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」長寿介護課所管分を議題といたします。

土居課長の説明を求めます。

○土居長寿介護課長

議案第 57 号「令和 5 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」のうち、長寿介護課所管分につきまして、補正予算書に基づいて御説明申し上げます。今回の補正は歳出予算のみでございます。

予算書 22 ページをお開きください。

3 款民生費、1 項社会福祉費、3 目老人福祉費 1355 万円を増額計上しております。このうち 1116 万 2000 円につきましては、総務課が総務常任委員会で御説明いたします、正規職員の人件費となっております。これを差引きました 238 万 8000 円につきましては、長寿介護課職員の産前産後休暇及び育児休暇に伴う会計年度任用職員の任用に係る給与費で、その内訳は、1 節報酬 172 万 7000 円、3 節職員手当等 21 万 9000 円、4 節共済費 36 万 1000 円、8 節旅費 8 万 1000 円の増額でございます。

以上、議案第 57 号「令和 5 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」のうち、長寿介護課所管分の御説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○加藤委員長

土居課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はございませんか。

○酒井委員

会計任用職員の 238 万 8000 円ですか、これは 1 名ですか 2 名ですか。

○土居長寿介護課長

会計年度職員 1 名でございます。

○酒井委員

1 年間ですねそしたら。

○土居長寿介護課長

一応今年度末までの予算でございます。

○加藤委員長

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○加藤委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 57 号「令和 5 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」長寿介護課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○加藤委員長

挙手全員により当委員会といたしましては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時36分）

【子育て支援課】

○加藤委員長

再開いたします。（再開 午前9時44分）

次に、議案第55号「西予市児童公園条例制定について」を議題といたします。

宇都宮課長の説明を求めます。

○宇都宮子育て支援課長

議案第55号「西予市児童公園条例制定について」御説明申し上げます。

まず初めに、本児童公園は、子育てを支援する環境づくりの一環として、宇和町稲生どんぶり館横に整備を行っているもので、本市の誇る海、山、川の豊かな自然の魅力とも調和した公園です。公園内には西予市産材をふんだんに使った温かみのある大型の木製複合遊具や、高さ3メートルの築山に、爽快感とスリルが体感できるブランコを設置するなど、子どもたちに挑戦する気持ちや冒険心を養うことができる遊具を設置しています。また、集団の遊びを通じて創造性や主体性を向上させるとともに、規則やルールを自然に身につけることができるなど、子どもの健全な成長につながることを期待しております。

今回上程させていただきました本条例は、西予市児童公園の設置及び管理に関する事項を定めるものであり、主に施設の名称及び位置、利用の許可、行為の禁止事項及び制限、利用料金等を規定しており、本条例の施行に関し必要な事項につきましては、別に施行規則を定め公園の運営管理に努めてまいります。本公園の遊具は、7月中に設置完了予定としており、公園内の芝生の養生期間を経て、令和5年9月3日曜日を施設の供用開始日とさせていただくものでございます。子どもたちの遊びと子育て世帯の交流、そしてお子様との思い出づくりの場として、市内の方はもとより、市外からも大勢の方々が御来園いただくよう広報してまいります。

なお、工事の進捗状況等を随時市のホームページにアップしており、引き続き市民の皆様への情報発信に努めてまいります。

また、愛称としまして、公園への愛称付与等を通じて、施設の有効活用、魅力向上を図るとともに、市の新たな歳入を確保するため、ネーミングライツを取得する企業を募集したところ、株式会社味のちぬや様から命名権料年額55万円、契約期間10年間、愛称を西予ちぬやパークとさせていただきます。市民の方に親しみを持っていただく公園になるよう、安心して安全な公園管理運営に努めてまいります。

以上で、議案第55号「西予市児童公園条例制定について」の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○加藤委員長

宇都宮課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はございませんか。

○山本委員

条例の6条の文章表現なんですけど、私の理解力不足なのかもしれませんが、6条に公園において次の各号に掲げる行為をしてはならないとあって、その下に6号あるんですが、その6号のところに、公園の管理上特に特に必要があると認められること、とあるので、私の読解能力としては、この公園の管理上特に必要があると認められることをしてはならないというように取ってしまったのですが、これはこの文章表現でいいんでしょうか。

○宇都宮子育て支援課長

条例第6条の規定に関しましては、公園内の行為について、制限をさせていただいているものでございます。1号から5号までは、供用開始前でも想定できる禁止事項を具体的に記載させていただいております。供用開始後、安心安全に公園を管理していく中で、予期せぬ事案に対して対応するために、第6号の規定を設けさせているところでございまして、予期せぬ想像がつかないようなことがもし起これば、公園の管理上、特に必要とあるということであれば、行為を禁止させていただきたいというふうに考えております。

○加藤委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時49分）

○加藤委員長

再開を告げる。（再開 午前9時51分）

○山本委員

私の読解力不足で失礼いたしました。勉強になりました。もう一つ9条なんですけど、利用料金のことなんですけど、別表を見てみると、物品販売その他営業行為1平方メートルにつき1日50円、利用者は別表に定める使用料を納入しなければならないとあるんですけど、この算定というのはどのようにされたんでしょうか。

○宇都宮子育て支援課長

この料金につきましては、西予市の都市公園条例と同額ということで定めさせていただきました。また仮に想定されるものにつきましては、キッチンカーを想定しております。キッチンカーの大きさが約幅が3メートル、長さ5メートルにすると、15平米になりますので、1平米50円ということになりますと、1日当たり1台750円という試算をしております。

○山本委員

西予市の条例に基づいておられるのであれば納得だと思うんですけど、私の感覚では非常に軽トラ市とか松山の美術館の横のほうのキッチンカーなんか聞いてみると、1日数千円とかいう料金を払っておられるので、西予市安いかなと、もうちょっともうけてもいいのかな、と思ったので質問させてもらいましたが、その辺はまだちょっと上げていこうかなというような考えはないんですね。

○宇都宮子育て支援課長

市全体の条例等の絡みがありますので、検討して余りにも安いようでしたら、今後値上げをさせていただく条例を、また提出させていただくかもしれません。

○加藤委員長

ほかにございませんか。

○酒井委員

第3条に必要と認めるときには、指定管理者となってるんですけども、この指定管理者のこれは市が管理するのはいつ頃までされる予定なんですか。それとも、指定管理はいつ頃にされる予定なのか、それに付随した予算の問題が絡むと思いますんで、どのように考えておられるのかお聞きします。

○宇都宮子育て支援課長

公園の維持管理につきましては、本年度は直営で管理していく予定にしております。今後施設の利用状況などを勘案しながら、指定管理者の導入について、必要かどうか検討を行いながら、進め

てまいりたいと思っております。

○酒井委員

今年度いっぱいだったら、来年度から指定管理をもししたときに、先ほど出ておりました第4条の2号にありますように、公園の利用に係る料金の徴収に関する業務、これも料金を指定管理者が設定することができるような解釈でよろしいんですか。

○宇都宮子育て支援課長

使用料につきましては、本条例に基づいた料金でお願いしたいと思っております。

○酒井委員

条例のどこに使用料が決まっていますか。

○宇都宮子育て支援課長

第9条の別表で掲げさせていただいておる料金を徴収するようになると思います。

○酒井委員

それだったら指定管理者が非常に難しくなってきた、結局、委託金だとか補助金だとかそういうものを指定管理者にするときには考えておられると、こういうことの解釈でよろしいですね。

○宇都宮子育て支援課長

そのとおりでございます。

○酒井委員

もう1点お聞きしますが6条の施設を損傷し、又は汚損すること、と書いてあります。この中で都会の公園っていうのは、犬が散歩をしてきて糞の問題がありまして、ほとんどの都市公園では、今砂場は置かないようになっております。そういう状態の中で、砂場を置かないところへ、犬が結構夜でも来てから、犬は勝手に入りますからね、そのときに糞をしたりするわけですが、この施設について、糞の場合は汚損するということでございますので、特に子どもの児童公園ですから、親も多分ついてくる。多分犬もそんなものを持ってくる。

そのときに、糞の問題をどういうふうに解決されるのか、問題が起きたときに、必ず起きる問題なんですよ。どこの公園も。その問題をどういうふうに考えておられるかお聞きします。

○宇都宮子育て支援課長

新しくできる公園につきましては、犬等の動物を連れての来園はお断りしようと考えております。これは、小さなお子さんの利用が中心となることから、犬が逃げて恐怖心をお持ちの方々に対して、

十分な離間距離を確保するが出来ないことと、先ほど言われてましたように、衛生上の問題も関わってくるかと思いますが、公園の安全確保対策として、まずは、当面の間は動物を連れての来園はお断りしようというふうに考えております。

○酒井委員

私が聞いているのはそれはもちろん規則上はそういうふうにするんですけれども、夜は使ってないんですよ。周りに犬が来て、そして翌朝起きたら必ず糞が落ちとって、いろんな問題が起きているのが都会なんですよ。その問題をどうするかというように解決しますかという話を、これは質問しますよということで部長にも伝えてありますが、このような問題が必ず起きるんですよ。夜は管理しないわけですから、そのときに、ちょうどいい場所があって、園周は犬の散歩にちょうどいいところなんですよ、私から見ても。そのときに、糞をしたり、いつときちょっと離してやったりする、散歩させたり、ローリングって今長いのがありますからね。そういうことも考えとってやってないと、朝来たら糞があったというような問題があって、いろいろと都会では問題が起きてると。この問題をどうするかということを、課題として、私のほうからお話ししておきます。

○宇都宮子育て支援課長

開園後、そういうことが頻繁に起こるようでしたら、あの公園は門がついてまして、施錠すれば犬も入れないようになってますので、そういう方向でも今後検討していかないといけないかなと思っております。

○酒井委員

もう1点ございますのは、トイレが非常にすばらしいトイレができるようになっております。トイレは24時間使えるのか。施錠した場合には24時間使えないんじゃないだろうかと。道の駅がちょうどどんぶり館あるんですけども、どんぶり館は1カ所、ひとつだけ、座り便座のトイレで水洗です。ウォシュレットです。1カ所、一つだけです。多分気持ちよくするなら新しいトイレへ、車が横付け出来ますから、行くんじゃないかという私は想定してるんです。その辺りのトイレの使用時間についてもお聞きします。

○宇都宮子育て支援課長

公園自体の利用時間の制限はしておりませんが、先ほど言われました犬とか、そういうことが

頻繁に起こるようであれば、施錠するように考えて、トイレも使えなくなるとは思いますけれど、当面は24時間使用ができる状況になると考えております。

○加藤委員長

ほかにございませんか。

○二宮委員

説明の時にありました命名権ですね。

この条例の中に、命名権ということは入れなくていいのでしょうか。

○宇都宮子育て支援課長

条例の中にはなくていいというふうに考えております。

○二宮委員

もう1点ちょっと条例と関係ないんですけど、説明の中にあった、10年間の命名権の金額ですね、これはもともと子育て支援課で想定しとったぐらいの金額だったのでしょうか。

○宇都宮子育て支援課長

子育て支援課で要綱を考えましたときに、30万円以上でお願いしたいということで要綱をつくって公募した次第でございます。なので、50万と消費税5万円で55万なんですけど、大変ありがたく感じております。

○加藤委員長

ほかにございませんか。

○中村委員

公園に専任の管理者とかは置かないんですよ。開園中に木製大型遊具で幼児が高所から落ちてけがをしたとか、そういう何ていうんでしょう、維持管理責任上の賠償みたいなことについてはどのようにお考えでしょうか。

○宇都宮子育て支援課長

事故に関しましては、市の落ち度、管理不十分で事故が起こった場合につきましては、全国町村会総合賠償補償保険制度で対応するように考えております。

○酒井委員

防犯カメラ、これ設置するときに、前も質問があっという間とその話出たんですけども、管理者の問題があっという間、防犯カメラの中でやるということでしたけれども、24時間オープンしてた場合に、24時間防犯カメラも稼働さすんですか。そして、何台ぐらいを稼働させて、防犯カメラの受像写真は、どのように保管されるんですか。

○宇都宮子育て支援課長

防犯カメラにつきましては、――――

――今現在、そこから、今ネットで、通信で遠くにいても見えるものもあるんですけど、費用がかかることですので、そこをちょっと、いつでも見れるようにしたほうがいいのか、録画だけでいいのかっていうところを、今ちょっと研究させていただいております。

○酒井委員

ということは事故があったら、本人の不注意とか、いわゆる故意的なもんもやっぱあるかもしれませんが、そういうことに関しても、全部市のほうで管理責任は持つと。そういう解釈でよろしいんですか。例えばましたら、無過失で事故が起きて大きなけがをして、身障何級だとかもらったときにいろんな問題になってきますが、これについても先ほど言った市町村の保険の方で、全部対処すると、こういう解釈でよろしいですか。

○宇都宮子育て支援課長

先ほど説明しましたとおり全国町村会総合賠償補償保険制度で対応できる部分については、市に落ち度があったものにつきまして、対応できるので、その対応ということになると思います。

○酒井委員

前回の厚生常任委員会にもあったんですが、この事故に関する場合に、7メートルのところを、3メートルの滑り台、それを、低学年の子どもたちが7メートルのほうの滑り台で滑ってこけた時には過失があるわけですよね、使用者に。その場合も出されるんですか。市の管理責任として。

○加藤委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前10時07分）

○加藤委員長

再開を告げる。（再開 午前10時13分）

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

先ほど管理責任のところについての御質問があったかと思います。まずちょっと戻りますけれども各遊具につきましては、遊具ごとに使用の方法をルール等についての掲示を行いまして、安全な利用について利用者に呼びかけてまいります。その上で、事故が施設の管理運営上の問題が生じた場合においては、先ほど申しました保険の範囲の中で条件に沿った形で判断していくようなことに

なろうかと思います。またそれ以外のものの事故については、その原因となった要因をしっかりと調査をした上で判断をして、責任がどちらにあるのかというのを判断していく流れになろうかと思っています。

○加藤委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第55号「西予市児童公園条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○加藤委員長

挙手全員により当委員会といたしましては、原案どおり可決することに決しました。

○加藤委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前10時14分）

○加藤委員長

再開を告げる。（再開 午前10時16分）

次に、議案第57号「令和5年度西予市一般会計補正予算（第4号）」子育て支援課所管分を議題といたします。

宇都宮課長の説明を求めます。

○宇都宮子育て支援課長

議案第57号「令和5年度西予市一般会計補正予算（第4号）」の子育て支援課所管分について、予算書に基づき御説明申し上げます。

まず、歳出予算から御説明いたします。予算書の24ページを御覧ください。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費1987万8000円の増額補正のうち、職員給与費1157万8000円を除く、830万円の増額補正でございます。

事業概要の結婚新生活支援事業は、少子化の要因の一つである未婚化や晩婚化に対する取組として、経済的理由で結婚に踏み切れない世帯を対象に、新生活にかかる費用の支援を行うことにより結婚及び出産を促し、子育てするなら西予の実現に資するものです。今回の補正では、えひめ人口減少対策総合交付金を活用し、29歳以下の新婚生活の経済基盤の安定を図るため、夫婦とも29歳以下で世帯所得500万円以上660万円未満の新婚世帯へ引越越し費用、家賃、住宅購入費、リフォーム費用の支援補助金100万円、夫婦とも29歳以下で世帯所得660万円未満の新婚世帯へ、

時短省エネ家電購入費補助金 200 万円、合計 300 万円を予算計上しております。財源として、2 分の 1 のえひめ人口減少対策総合交付金県補助金 150 万円を充当しております。

事業概要、新型コロナウイルス感染症対策事業（児童福祉費）については、市内保育所等が新型コロナウイルスに対する感染拡大防止を図りながら事業を継続的に実施していくため、主に消毒液、ハンドソープ等の衛生用品を購入するための補助金として、市内の保育所、放課後児童クラブ等が実施しております 44 事業について、1 事業 10 万円を上限とした補助金 440 万円を予算計上しております。財源として、保育対策総合支援事業費国庫補助金 2 分の 1 の 95 万円、これは 19 事業分です。子ども・子育て支援事業費として、国、県が 3 分の 1 の補助として、おのおの 83 万 3000 円、これは 25 事業分、充当しております。

事業概要、児童公園管理事業については、令和 5 年 9 月 3 日日曜日に、児童公園を供用開始するに当たり、オープニングイベントの実施を計画しております。その前夜、9 月 2 日土曜日に、児童公園オープニングイベントの前夜祭として、愛媛県との共催で、参加者先着 300 名を予定しておりますが、夜空ヘスカイランタンを浮かばせ子育ての希望の光をともしランタンプロジェクトを実施する計画です。そのイベントに使用するランタン等の購入経費として、消耗品費 90 万円を予算計上しています。なお、両日のイベントにつきましては、愛媛県子どもの愛顔応援県民会議主催の子どもの愛顔応援ファンを活用した被災地子どもの夢実現事業と同時開催の予定でございます。

予算書 37 ページを御覧ください。

10 款教育費、4 項幼稚園費、1 目幼稚園費 27 万 9000 円の増額補正のうち、職員給与費 7 万 9000 円を除く 20 万円の増額補正でございます。先ほど御説明いたしました、市内保育所等が新型コロナウイルスに対する感染拡大防止を図りながら事業を継続的に実施していくための経費として、公立幼稚園の野村幼稚園と惣川幼稚園分、それぞれ 10 万円の消耗品費合計 20 万円を計上いたしております。財源として、県補助金 2 分の 1 の 10 万円を充当しております。

続きまして、えひめ人口減少対策総合交付金に伴う歳入について御説明いたします。事前に配信しております資料も参考に御覧ください。

まず予算書 10 ページを御覧ください。

15 款県支出金、2 項県補助金、1 目総務費県補助金、1 節総務管理費県補助金、地域少子化対策交付金 320 万円を減額し、2 目民生費県補助金、2 節児童福祉費県補助金、地域少子化対策交付金に予算の組替えをするもので、加えて、事務費補助金内示が 5 万 2000 円あったことから 325 万 2000 円を増額補正するものでございます。事前に配信しております資料については、1 ページ目の左の番号 2 になります。

次に、15 款県支出金、2 項県補助金、1 目総務費県補助金、2 節地域振興費県補助金、えひめ人口減少対策総合交付金 572 万 5000 円の増額補正のうち、当初予算計上済みの国の制度を利用した結婚新生活支援事業の 29 歳以下への補助金 300 万円に対し 6 分の 1 の 50 万円、若年出産世帯応援事業の 400 万円に対し 2 分の 1 の 200 万円、合計 250 万円を一般財源から県補助金に財源組替えのため、増額補正を計上しております。資料につきましては、1 ページ目の左番号 1 番、5 番になります。

なお、資料 1 ページの番号 3 番、4 番につきましては、歳出予算で御説明した内容でございます。資料 2 ページを御覧ください。

結婚新生活支援事業、若年出産世帯応援事業により、婚姻または出産に伴う事業の概要でございます。黄色に着色しております部分が、えひめ人口減少対策交付金を活用した事業になります。それぞれ国、県の補助基準になっており、年齢、所得要件により区分し、結婚新生活支援事業では、最大で 80 万円を受け取れる補助制度となっております。今議会で議決いただいた後、追加事業につきましては、既存の事業とともに市の広報紙、ホームページ等を活用し、幅広く PR を行い、人口減少対策の一環となるよう努めてまいりますので、委員の皆様におかれましても、御指導、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

以上で、議案第 57 号「令和 5 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」子育て支援課所管分についての説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○加藤委員長

宇都宮課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はございませんか。

○二宮委員

今の説明資料のところ2ページですけれども、黄色にしてあるところは、県の補助事業ということで説明があったと思うんですが、その下に国の制度、世帯500万未満39歳以下30万、これは今回の関係ないんでしょうかね。

○加藤委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前10時29分）

○加藤委員長

再開を告げる。（再開 午前10時29分）

○宇都宮子育て支援課長

これにつきましては、当初予算に計上済みのものでありまして、今回の補正予算については影響はございません。

○加藤委員長

ほかにございませんか。

○酒井委員

前のときも話が出たんですが、29歳に何でこだわるんですか。そして両方とも29歳未満だとか、最近結婚平均年齢っていうのは、我々の時代だったら分かるけれども、もう今の時代で29歳がこれ3件も4件も29歳があるんですよ。そして夫婦とも29歳ってのはあそこの開発公社の跡地の問題ですけどもね。こんな29歳、例えば前回もね、これはおかしいからということで、片方だけでも29歳してくれんかという要望が多分前回あったと思うんですよ。そういうことも検討せずに今度これをこうやって全部29歳でやるのは、これ、予算が国から県から入ってるんで、そちらのほうの兼ね合いでそうなるんですか、それを答弁いただきたいんですよ。――

――

一。

○宇都宮子育て支援課長

年齢を29歳以下というのはもう国、県の基準をもとにしております。西予市でも、前回の委員会で御指摘いただいたので、検討をしてもう年齢をなしにっていうような検討もしてみたんですけど、財源的になかなか厳しいものがありまして、検討段階で終わっているというところでございます。

○酒井委員

そしたら、国の予算とかそういうことを県の予

算が出てから出来ないということではなしに、市の単独で年齢は変えることで検討したということは、市の企画で変えられるということの解釈でよろしいんですか。

○宇都宮子育て支援課長

市の単独事業ですることは可能であると思います。

○酒井委員

財源の問題があるという話ですけども、実際これやってみて結果、余ったりしたら、申込者が少ない場合があるかもしれません。それでも足りない場合もあるかもしれません。その辺りを想定してやはり29歳ってのをやっぱり打ち出してるんだと思うんですけども、やはり当初の目的で、住んでもらう、西予市に住んでいただく、そして、また、少子化を対策としてやるんだったら、やはりある程度財源的なことも許容範囲を持って政策立案をしていただくのが妥当だと思っております。以上、質問の答えは、考え方を少し部長に聞いてみたいと思いますので、部長よろしく。

○一井生活福祉部長兼福祉事務所長

今ほど御指摘がございましたように、年齢的な部分につきましては、今後も調査、研究していかなくちゃならないなと考えております。そうした中で一方、国、県の考え方という根拠のところなんですけども、やはり若年夫婦を支援していこうというのが大きな目的としてございます。根拠としましてはちょうど2022年に、厚生労働省の平均初婚年齢調査というのがございまして、平均の初婚年齢でございますけれども、夫のほうで31.2歳、妻のほうで29.6歳ということで、現在の女性の初婚平均年齢は29歳ということになっていることから、29歳以下の夫婦を若年というところをえ方をして、出産を応援するためということで制度設計をなされているものではあると思いますが、市の人口減少対策ということもございまして、引き続き財源的な確保も含めて研究してまいりたいと考えております。

○酒井委員

半分はもう最初から申し込めない。今の結婚年齢の2022年の平均年齢から女子が29歳男子が31歳というような形でしたら、もう半数以上、両方とも言う場合だったら、半数4割の人しか申し込める資格がないというような政策になっておりますので、やはり時代に合った形に国に申し上

げるとか県に申し上げるとか、そういう議員の中からこういう意見も出たから国も考えてくれ県も考えてくれというような形で、お願いしてもらようなことも一つ要望をしておきます。

○山本委員

関連質問ですが、私も同じことを質問しようかと思ってましたので、知り合いにも 35 歳もいます 40 歳もおりますので、ぜひともそのところは考えていただきたいと思ってこの限度額 20 万の 5 世帯 10 世帯の数かなあというふうな気はするんですけども、この 5 世帯 10 世帯 20 人という数は言葉悪いですけども早い者勝ちというような雰囲気になるんですかね。

○宇都宮子育て支援課長

現在のところは予算の範囲内ですけれども、それが大きく増えるようであれば、また追加要望が県、国のほうにできれば追加を要望して、また今度補正予算で計上させていただきたいと考えております。

○加藤委員長

ほかにございませんか。

○井関副委員長

先ほどのちぬやパークのネーミングの件なんです、予算書 12 ページの雑収入とこにネーミングライセンス料ということで 41 万 2000 円と計上されているんですが、これ差額があるわけなんですけども、あとはどこに入っとるふうになっているんですかね。

○宇都宮子育て支援課長

今年度につきましては、月割りで計算しておりますので、年額 55 万ですが、7 月から 3 月までの予算を計上させていただいております。

○加藤委員長

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○加藤委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 57 号「令和 5 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」子育て支援課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

○加藤委員長

挙手全員により当委員会といたしましては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 10 時 37 分）

【福祉課】

○加藤委員長

再開を告げる。（再開 午前 10 時 53 分）

○酒井委員

先ほどの発言で私不適切な発言がございましたので、取消しを要望させてもらいたいんですが、お諮りを願います。

_____。

○加藤委員長

今、酒井委員が_____文言を取下げたいということでございますが、これに対してご異議ございませんか。

〔異議なしの声あり〕

○加藤委員長

取下げということにいたします。

○加藤委員長

では次に、議案第 57 号「令和 5 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」福祉課所管分を議題といたします。

佐々木課長の説明を求めます。

○佐々木福祉課長

議案第 57 号「令和 5 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」のうち福祉課所管分について御説明いたします。

初めに、歳出予算から御説明をさせていただきます。

補正予算書の 21 ページを御覧ください。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、事業概要が社会福祉総務費庶務事業の 20 万 1000 円の増額でございますが、令和 4 年度において特に家計への影響が大きい低所得者世帯に對しまして 1 世帯 5 万円の給付を行いました、今年度において、補助金の額が確定したことによる国庫補助金を返還するものでございます。

続きまして歳入予算について御説明いたします。

予算書 9 ページを御覧ください。

14 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目民生費国庫補助金、生活困窮者就労準備支援事業費等国庫補助金において、生活保護基準改正に伴うシステム改修委託費の 2 分の 1 を、国庫補助として 22 万円を計上いたしております。これについて

は、生活保護基準の見直しが本年 10 月から実施されることによるシステム改修費用に対する補助で、予算書の 15 ページ、歳出予算の 2 款総務費、1 項総務管理費、11 目情報推進事業費、事業概要情報システム管理運営事業の 44 万円の増額に充当するものでございます。

以上、議案第 57 号「令和 5 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」のうち、福祉課所管分の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○加藤委員長

佐々木課長の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○加藤委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 57 号「令和 5 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」福祉課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○加藤委員長

挙手全員により当委員会としましては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 10 時 58 分）

【請願】

○加藤委員長

再開を告げる。（再開 午前 11 時 17 分）

請願第 1 号「物価高騰に見合う生活保護基準の引上げを求める意見書を国へ送付することを求める請願書」を議題といたします。

請願の内容につきましてはタブレットに配信しておりますので、説明は省略いたします。

お目通しをお願いいたします。

それではこれより審議に入ります。御意見はございませんか。

○二宮委員

今回出てる物価高騰に見合う生活保護基準の引上げを求める意見書を国へ送付することを求める請願について、これ昨年の 12 月に厚労省において生活保障審議会、生活困窮者自立支援及び生活保護部会で、議論のポイントをまとめられており、

そういう中で、生活困窮者に対する自立支援の在り方、就労家計改善支援の在り方、子どもの貧困への対応、居住支援の在り方、医療扶助等の在り方等々議論をされて中間報告がまとまっており、その中で、本来 5 年に 1 度の、ここに書いてありますけれども、見直しで 2 % 下がるところを 2 年間取りあえず据置きという結論が出ております。市の福祉課からも 10 月に平均 1,000 円上がるというふうなこともなっておりまして、今の時期にこれを国に上げるのもどうなのかなというふうなのが私の意見です。結論を言うと反対です。

○加藤委員長

ほかにございませんか。

○酒井委員

いろんな情勢のいろんなところを判断しましたら、これはほかの議会はもう取り扱ってる事案を遅まきながら西予市議会がこれから意見書の提出するということは、もう西予市自体の対応が遅きに失してるという感じは私はします。ただし、陳情そのものの自体には、私は賛成をいたします。

○加藤委員長

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○加藤委員長

ほかに御意見がないようですので、これより採決を行います。

請願第 1 号「物価高騰に見合う生活保護基準の引上げを求める意見書を国へ送付することを求める請願書」を採択とすることに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○加藤委員長

挙手少数ということで、当委員会としていたしましては、不採択とすることに決しました。

本委員会に付託されました議案及び請願についての審査は全て終了いたしました。

これにて閉会いたします。

閉会 午前 11 時 22 分

西予市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定によりここに署名する。

西予市議会厚生常任委員長 加藤 美香